

目黒区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成17年目黒区規則第142号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（長期継続契約を締結することができる契約）</p> <p>第2条</p>	<p>（長期継続契約を締結することができる契約）</p> <p>第2条</p>
<p>（略）</p> <p>2 条例第2条第2号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる役務の提供に係る契約とする。機械警備業務に係る契約とする。</p> <p>（1）機械警備</p> <p><u>（2）電子計算機処理に係るプログラムの保守及び運用業務</u></p>	<p>（略）</p> <p>2 条例第2条第2号に規定する規則で定める契約は、機械警備業務に係る契約とする。</p>
<p>（契約の期間）</p> <p>第3条</p>	<p>（契約の期間）</p> <p>第3条</p>
<p>（1） 条例第2条第1号に規定する契約 5年以内</p> <p>（2） 条例第2条第2号に規定する契約 3年以内</p> <p>ア 前条第2項第1号に規定する契約 3年以内</p> <p>イ 前条第2項第2号に規定する契約 5年以内</p> <p>2 （略）</p>	<p>（1） 条例第2条第1号に規定する契約 5年以内</p> <p>（2） 条例第2条第2号に規定する契約 3年以内</p> <p>2 （略）</p>